



引越し補助金の手引き

【対象者】五島市に転入した日において、次のいずれかに該当する方

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(高校3年生以下)を扶養し、同居している世帯
- (2) 妊娠中であって、母子健康手帳の交付を受けている者を含む世帯
- (3) 夫婦の双方が40歳未満の世帯

【補助対象経費】 五島市に転入するための引越しに要した経費

- ・引越し業者、宅配業者に支払った実費相当額
- ・自家用車、レンタカーで自己搬入した経費は対象外

【補助額】 対象経費の10分の10以内の額で上限15万円(1,000円未満の端数は切捨て)

- 例) 20万円の場合・・・15万円
10万円の場合・・・10万円

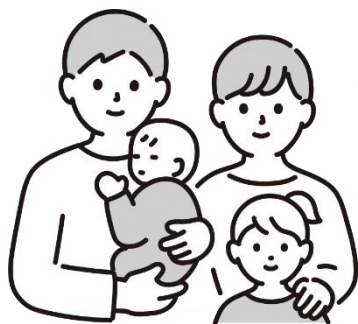
【その他の条件】 次の全てに該当すること

- (1) 補助金の交付決定から5年以上五島市に移住しようとする世帯
 - (2) 税を滞納していない世帯
 - (3) 転勤または季節労働等による、一時的な転入者でない世帯
 - (4) 世帯員全員が、国家公務員または地方公務員でない世帯(正職員以外でも公務員は対象外)
- ※申請時に世帯全員の就労先(予定を含む)を窓口にてお申し出ください。

【返還金及び加算金】 本補助金の交付を受けた日から5年以内に島外へ転出した場合や対象外であることが判明した場合、交付要件違反となり、補助金の返還や返還に伴う加算金が発生します。

	～1年	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年
返還金	150,000円	150,000円	150,000円	75,000円	75,000円
加算金	45～ 16,425円	16,470～ 32,850円	32,895～ 49,275円	24,660～ 32,850円	32,872～ 41,062円
合計	150,045～ 166,425円	166,470～ 182,850円	182,895～ 199,275円	99,660～ 107,850円	107,872～ 116,062円

【提出期限】 転入した日から6か月以内に申請

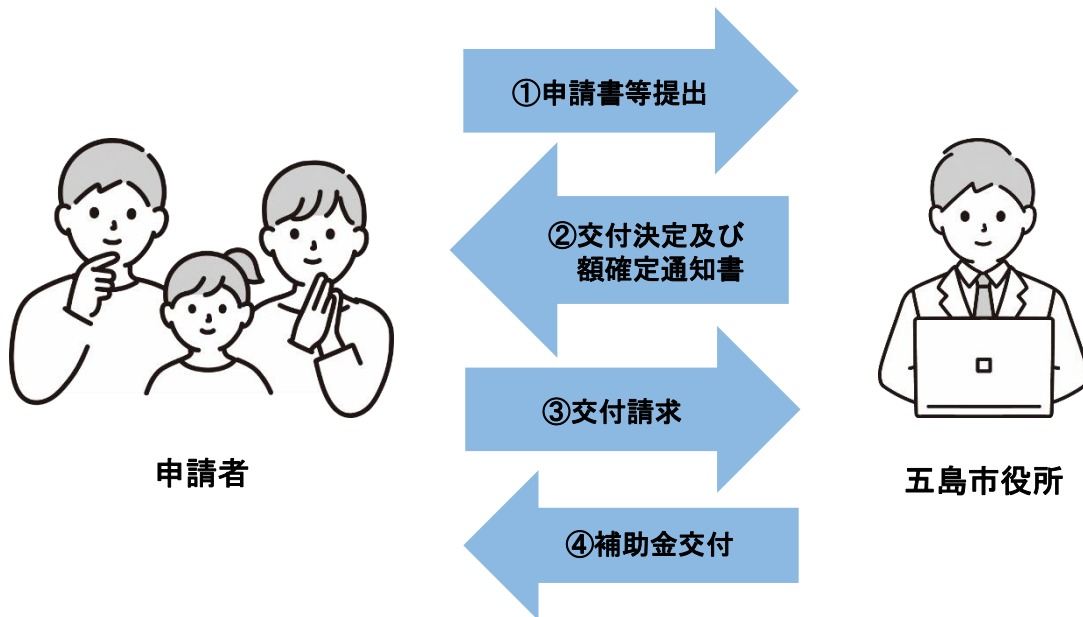


裏面は
補助金交付までの
流れ！

【活用実績】

H28年度	5件	750千円
H29年度	10件	1,457千円
H30年度	10件	1,324千円
R元年度	23件	3,181千円
R2年度	23件	4,134千円
R3年度	19件	2,632千円
R4年度	28件	3,819千円

引越し補助金交付までの流れ



①申請書等提出

- (1) 補助金交付申請書（対象者(2)に該当する方は様式が異なります）
 - (2) 誓約書（様式第1号）
 - (3) 引越し費用を支払ったことを証する書類（領収書）
 - (4) 前居住地から五島市へ引越したことを証する書類（見積書、内訳書、送り状）
 - (5) 世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたもの）
 - (6) 税を滞納していないことを証する書類（前住所地の自治体分）
 - (7) 母子健康手帳の写し（対象者(2)に該当する世帯のみ）
 - (8) 暴力団等排除に関する誓約書
- ※五島市補助金交付規則第5条の2の規定により、暴力団、暴力団員、社会的非難者に該当する方へは補助金の交付決定ができません。
- (9) 通帳表紙裏面（銀行名や支店名、口座番号などが記載された面）の写し

②交付決定及び額確定通知書送付

交付決定及び額確定通知書の送付は、申請書等提出日から3週間程度要します。

③交付請求

②の交付決定及び額確定通知書送付時、必要書類（交付請求書）を同封いたします。交付請求書に記名押印のうえ、預金通帳の写し（未提出の場合）を添付し提出してください。

④補助金交付

交付請求受領後、3週間程度で指定口座への振込にて交付いたします。

年 月 日

五島市長 野口 市太郎 様

申請者 住 所
氏 名

年度 子育て世帯等移住促進事業補助金交付申請書

年度において子育て世帯等移住促進事業について、子育て世帯等移住促進事業補助金 円を交付されるよう五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 誓約書（様式第1号）
- 2 引越しに要する経費を支払ったことを証する書類
- 3 世帯員全員の住民票の写し
- 4 税を滞納していないことを証する書類

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）五島市長

住 所

氏 名 (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

年度子育て世帯等移住促進事業補助金の交付を受けるに当たり、当該補助金の交付の決定を受けた日から5年以上、五島市へ居住することを誓約します。

なお、この誓約に違反したとき、又は申請の内容に虚偽があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。

世帯構成

	氏名	申請者との続柄
1		本人
2		
3		
4		
5		

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

